



MSCI、中国本土株の指数採用を決定

アジア・マーケット・ニュース 2017 Vol.1

2017年6月21日

【MSCIが新たに中国本土株をMSCI新興市場指数に組み入れへ】

6月21日朝(日本時間)、MSCIは中国人民元建てで取引される中国本土株(A株)について、MSCI新興市場指数に新たに2018年6月より採用するとの方針を発表しました。具体的には、2018年5月と8月の定期的な見直し時に2回に分けて実施されます。

中国政府は2014年11月に「上海－香港ストック・コネク」、2016年12月に「深セン－香港ストック・コネク」(上海及び深センと香港証券取引所が相互の注文を取り次ぐメカニズム)を開始し、海外投資家に対する本土株式取引の制限解除に向けて積極的に取り組みました。MSCIの指数政策委員会の議長を務めるレミー・ブリアンド氏は、「世界の投資家はこの数年間、中国A株へのアクセス改善を活用してきており、ようやくMSCIが組み入れの第一段階を進める条件がすべて整った」と中国本土株式市場の改革を高く評価しました。

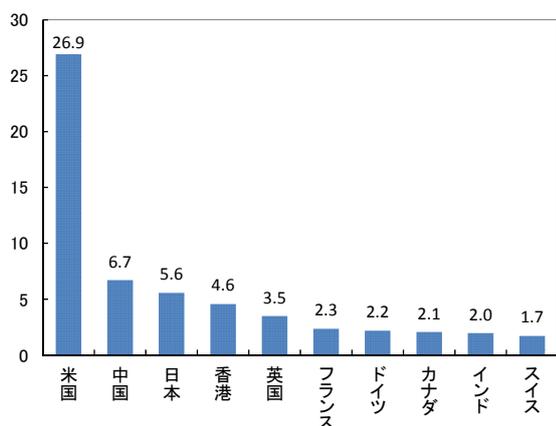
【今後の見通し】

MSCI新興市場指数は、世界の運用機関の主要な投資指標の1つであることから、市場との連動性を目指すインデックス型ファンドを運用する海外機関投資家などが指数構成銘柄に採用される中国A株を組み入れることが予想されます。当面はMSCI新興市場指数における本土株のウェイトが0.73%と低く、採用される中国A株も大型の222銘柄と限られているものの、株式市場や経済規模を考慮すると今後は同ウェイトの更なる引き上げや採用される中国A株の拡大が期待され、中国本土株式市場の需給改善につながると考えられます。

また、中国本土株式市場では、個人投資家の資金が一方向に偏る傾向があり、これが株価の乱高下につながっていると指摘されてきました。今後はファンダメンタルズ(経済の基礎的条件)を重視する海外投資家の本格的な参加により、株価形成の適正化が進むことが期待されます。

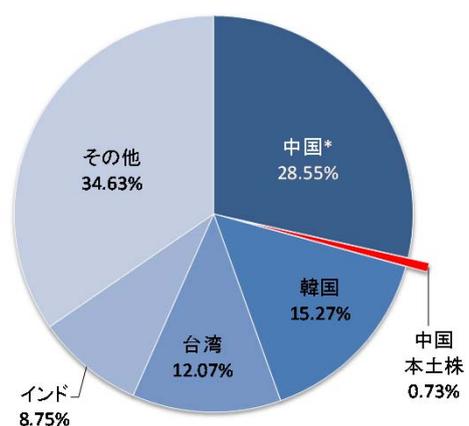
さらに、中国本土株式市場における投資家の多様化を受けて、中国政府は株式市場の制度整備を一段と進めると予想されます。今回の動きは、中国本土株式市場が長期的にグローバルな主要株式市場に成長するための重要な一歩になると考えられます。

主要国・地域の株式市場の時価総額
(単位:兆ドル、2017年5月末現在)



(出所) Bloombergデータより岡三アセットマネジメント作成

MSCI新興市場指数の国別構成比率
(2018年8月予定)



*香港や米国などに上場する中国企業
※2017年6月19日のデータを用いる
(出所) MSCIデータより岡三アセットマネジメント作成

以上

(作成:グローバル・エクイティ運用部)

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。



皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用

購入時手数料：購入価額×購入口数×上限3.78%（税抜3.5%）

- お客様が換金時に直接的に負担する費用

信託財産留保額：換金時に適用される基準価額×0.3%以内

- お客様が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担

：純資産総額×実質上限年率2.052%（税抜1.90%）

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用（信託報酬）は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他費用・手数料

監査費用：純資産総額×上限年率0.01296%（税抜0.012%）

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

※監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商 号：岡三アセットマネジメント株式会社

事 業 内 容：投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業

登 録：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第370号

加 入 協 会：一般社団法人 投資信託協会／一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問い合わせ先>

カスタマーサービス部 フリーダイヤル **0120-048-214**（9:00～17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く）